

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(島根県知事指定 3270700135)

当事業所は、ご契約者に対して、指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意ください事を次のとおり説明します。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	10
7. 守秘義務等	7
8. 個人情報を用いる同意について	7
9. 緊急時の対応	12
10. 虐待防止について	12
11. 苦情の受付について	13
12. 第三者評価について	13

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号(平成11年3月31日)第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

(令和6年10月1日改訂)

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 浜田福社会  
(2) 法人所在地 島根県浜田市内村町365番地7  
(3) 電話番号 TEL 0855-26-0333  
(4) 代表者氏名 理事長 津野 章

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業 平成12年4月1日指定  
介護保険事業者番号 3270700135  
※当事業所はケアハウス 美川に併設されています。
- (2) 事業の目的 介護保険法令に従い、ご契約者(利用者)が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 社会福祉法人 浜田福社会  
指定訪問介護事業所・美川
- (4) 事業所の所在地 〒 697-1331 島根県浜田市内村町567番地
- (5) 電話番号 TEL 0855-27-5005
- (6) 事業所長(管理者)氏名 川 神 丈 尚
- (7) 当事業所の運営方針
- ① 訪問介護員は、要介護又は要支援状態等の心身の特性を踏まえて、その有する力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。
  - ② 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (8) 開設年月日 平成12年4月1日

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 浜田市全域  
(2) 営業日及び営業時間

営業日	1月4日から12月30日 但し、事情によっては、12月31日から1月3日の間も訪問致します。
連絡受付時間	月～金 8時～17時
サービス提供時間帯	月～金 8時～18時 土・日・祝日 8時～18時

#### 4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤	非常勤
1. 事業所長(管理者)	1名(兼)	
2. サービス提供責任者	2名(兼)	
3. 訪問介護員	5名	1名

##### 職員の職務内容

###### (1) 管理者

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。但し、当該事業の管理上支障がない場合は、当該事業所又は同一敷地内にある他の事業所の職務に従事することができる。

###### (2) サービス提供責任者

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ・ 訪問介護計画の作成・変更等を行い、利用の申し込みに係る調整をすること。
- ・ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業所等との連携に関すること。
- ・ 訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示すると共に、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・ 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他のサービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

###### (3) 訪問介護員等

訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。

###### (4) 事務職員

事務職員は、経理、従業者の健康管理、設備備品の管理に係る事務等庶務全般を行う。

#### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

##### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条参照) \*

以下のサービスについては、利用料金の大部分、通常9割又は8割又は7割が介護保険

から給付されます。

#### 〈サービスの概要〉

##### ○身体介護

入浴・排せつ・食事等の介護を行います。

##### ○生活援助

調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上のお世話をします。

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画(ケアプラン)がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

#### ①身体介護

##### ○入浴介助

・・・入浴の介助または、入浴が困難な方は身体を拭く(清拭)等を行います。

##### ○排泄介助

・・・排泄の介助、オムツ交換を行います。

##### ○食事介助

・・・食事の介助を行います。

##### ○体位変換

・・・体位の変換を行います。

##### ○通院介助

・・・通院の介助を行います。

##### ○更衣介助

・・・更衣の介助を行います。

#### ②生活援助

##### ○調理

・・・ご契約者の食事の用意を行います。(ご家族分の調理は行いません。)

##### ○洗濯

・・・ご契約者の衣類等の洗濯を行います。(ご家族分の洗濯は行いません。)

##### ○掃除

・・・ご契約者の居室の掃除を行います。(ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。)

##### ○買い物

・・・ご契約者の日常生活に必要な物品の買い物をします。(預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。)

#### 〈サービス利用料金〉

##### ①訪問介護サービス基本利用料(要介護1～5)

それぞれのサービスについて、平常の時間帯(午前8時から午後6時)での1回の料金は次のとおりです。  
(1割負担額の場合 1回につき)

身 体 介 護	サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上	1時間半以上 (30分増す毎に)
	1. 利用料金	1,630円	2,440円	3,870円	5,670円	820円
	2. うち、介護保険から 給付される金額	1,467円	2,196円	3,483円	5,103円	738円
	3. サービス利用に係る 自己負担額(1-2)	163円	244円	387円	567円	82円
生 活 援 助	サービスに要する時間	20分以上 45分未満	45分以上			
	4. 利用料金	1,790円	2,200円			
	5. うち、介護保険から給 付される金額	1,611円	1,980円			
	6. サービス利用に係る 自己負担額(4-5)	179円	220円			

## ②特定事業所加算(要介護1～5)

当事業所が、以下の条件に合致するとき、加算する。

項 目	加算割合(所定単 位1回につき)	条 件
特定事業所加算Ⅰ	20%	体制要件、人材要件、重度対応要件のいずれ にも適合する場合
特定事業所加算Ⅱ	10%	体制要件、人材要件 1)または 2)に適合する場 合
特定事業所加算Ⅲ	10%	体制要件、重度対応要件に適合する場合

## ※算定要件

(体制要件)

1) 訪問介護員等、サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修を実

- 施又は実施を予定していること
- 2) 利用者に関する情報、サービス提供に当たっての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的を開催すること。
  - 3) サービス提供責任者が、訪問介護員等に利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始し、終了後、適宜報告を受けていること。
  - 4) すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施していること。
  - 5) 緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。

(人材要件)

- 1) 訪問介護員等の総数のうち介護福祉士が30%以上、又は介護福祉士・介護職員基礎研修課程修了者・1級訪問介護員の合計が50%以上であること。
- 2) すべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者・1級訪問介護員であること。ただし、居宅サービス基準上、1人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所については、2人以上のサービス提供責任者が常勤であること。

(重度対応要件)

前年度又は前3月の利用者の内、要介護4～5・認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者、たんの吸引等を必要とする利用者の総数が20%以上であること。

項 目	加算割合(所定単位1回につき)	条 件
特定事業所加算Ⅴ (いずれにも適合する場合)	3%	(1)(体制要件)1)から 5)までの基準のいずれかにも適合している。 (2)通常の事業の実施地域内であって中山間地域等に居住する利用者に対して、継続的にサービスを提供している。 (3)利用者の心身の状況またはその家族を取り巻く環境の変化に応じて、サービス提供責任者が起点となり、随時、介護支援専門員、医療関係職種等と共同し、訪問介護計画の見直しを行っている。

当事業所では、特定事業所加算Ⅱの要件を満たしているため、特定事業所加算Ⅱ 10%を加算する。

③訪問介護(基本料金+加算料金)サービス利用料(要介護1～5)

それぞれのサービスについて、加算 10%を加えた平常の時間帯(午前 8 時から午後 6 時)での1回の料金は次のとおりです。

(1割負担の場合 1回につき)

	サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上	1時間半以上 (30分増す毎に)
身体 介護	1. 利用料金	1,790 円	2,680 円	4,260 円	6,240 円	900 円
	2. うち、介護保険から 給付される金額	1,611 円	2,412 円	3,834 円	5,616 円	810 円
	3. サービス利用に係る 自己負担額(1-2)	179 円	268 円	426 円	624 円	90 円
生活 援助	サービスに要する時間	20分以上 45分未満	45分以上			
	4. 利用料金	1,970 円	2,420 円			
	5. うち、介護保険から 給付される金額	1,773 円	2,178 円			
	6. サービス利用に係る 自己負担額(4-5)	197 円	242 円			

④処遇改善加算について

令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 5 月 31 日

- ・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・・・1ヶ月当たりのサービス提供総単位数×13.7%相当額がご負担となります。
- ・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)・・・1ヶ月当たりのサービス提供総単位数×6.3%相当額がご負担となります。
- ・介護職員等ベースアップ等支援加算・・・1ヶ月当たりのサービス提供総単位数×2.4%相当額がご負担となります。

令和6年6月1日から

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・・・1ヶ月当たりのサービス提供総単位数×24.5%相当額がご負担となります。

⑤中山間地域等提供加算 所定単位数の5%を加算

中山間地域に居住する利用者に対し、通常の実施地域を超えて、サービス提供を行った場合。

⑥口腔連携強化加算 500円(50単位)

事業所の訪問介護員が口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同

意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合。

⑦緊急時訪問介護加算 1,000円(100単位)

※算定要件

利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者、又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合。

⑧初回加算 2,000円(200単位)

※算定要件

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に、同行訪問した場合。

⑨同一建物居住者に対する訪問減算

事業所と同一建物に居住する(ケアハウス美川に居住する)利用者に対して、所定単位数の90%を算定する。

⑩訪問介護サービスに関する注意事項

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されています。

☆平常の時間帯(午前8時から午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間(午後6時から午後10時まで):25%
- ・早朝(午前6時から午前8時まで):25%
- ・深夜(午後10時から午前6時まで):50%

☆2人の訪問介護員でサービスを行う場合は、ご契約者の同意のうえで、通常の利用料金の2倍の料金を頂きます。

★2人の訪問介護員でサービスを行う場合(例)

- ・体重の重たい方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へのサービスを行う場合

☆ご契約者がまだ要介護認定又は要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合にも償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者

が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆訪問介護サービスの生活援助は、原則1回のサービス時間は、1時間程度を限度とします。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご契約者の負担額を変更します。

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第8条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

### ＜サービスの概要と利用料金＞

①介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービスを利用される場合は、サービス料金の全額がご契約者の負担となります。

区 分	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上	1時間以上 (30分増す毎に)
身体介護	1,790円	2,680円	4,260円	6,240円	900円

区 分	20分以上 45分未満	45分以上
生活援助	1,970円	2,420円

☆平常の時間帯(午前8時から午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・夜間(午後6時から午後10時まで):25%
- ・早朝(午前6時から午前8時まで):25%
- ・深夜(午後10時から午前6時まで):50%

### ②その他のサービス

要望毎に検討の上、可能な限り対応します。

## (3) 利用料金のお支払い方法(契約書第8条参照)

月末締めで計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ・集金払い
- ・自動振替払い (翌月27日 口座引き落とし)
- ・振込払い

## (4) 利用の中止、変更、追加(契約書第9条参照)

○ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの

実施日の前日まで に事業者申し出てください。

- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日利用料金の10% (自己負担相当額)

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- 

## 6. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定いたします。

但し、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供いたします。

### (2) 訪問介護員の交替(契約書第 6 条参照)

#### ① ご契約者からの交替の申し出

専任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して訪問介護員の交替を申し出ることが出来ます。但し、ご契約者からの特定の訪問介護員の指名は出来ません。

#### ② 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は、ご契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分配慮するものとします。

### (3) サービス実施時の留意事項(契約書第 7 条参考)

#### ① 定められた業務以外の禁止

契約者は、「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者へ依頼することは出来ません。

#### ② 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し事業者は、訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分配慮するものとします。

#### ③ 備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

### (4) サービス内容の変更(契約書第 10 条参照)

サービス利用当日に、ご契約者等の理由で予定されていたサービスの実施が出来ない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合変更したサービス内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5)訪問介護員の禁止行為(契約書第14条)

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービス提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為
- ②ご契約者もしくはその家族からの高価な物品等の授受
- ③ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意無しに行う喫煙
- ⑤ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

## 7. 秘密保持等

- (1) 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしません。
- (2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約および就業規則の内容に盛り込んでいます。

## 8. 個人情報を用いる同意について

以下に定める条件のとおり、ご利用者又はご利用者のご家族は、当事業所が、ご利用者及びご利用者のご家族の個人情報を下記の利用目的の必要最小限の範囲内で使用、提供、または収集することに同意していただきます。

(1)利用期間

介護サービス提供に必要な時間及び契約期間に準じます。

(2)利用目的

- ①ご利用者に関わるケアプランを立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- ②医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体(保険者)、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- ③ご利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要のある場合
- ④ご利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- ⑤行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- ⑥その他のサービス提供で必要な場合

⑦ホームページや SNS、YouTube、広報便り等への活動写真の掲載

⑧上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

### (3) 利用条件

①個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用いたしません。また、ご利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らしません。

②個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示いたします。

### (4) 個人情報保護規定の揭示

社会福祉法人浜田福祉会・個人情報保護に関する基本方針及び利用目的を事業所内の見やすい場所に揭示、又は閲覧可能な形でファイル等に備え置いております。また、ウェブサイトに記載してあります。

## 9. 緊急時及び事故対応

訪問介護のサービス提供をするにあたり、緊急事態が発生した場合、次の基本事項により対応いたします。

- (1) 利用者のおきがちな緊急事態とその対応について、かかりつけ医からあらかじめ助言を得ます。
- (2) 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、不可効力による場合を除き、速やかに契約者に対して損害を賠償します。但し、契約者に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することが出来ます。契約者に対して損害を賠償します。
- (3) 日頃からかかりつけ医、家族の連絡先、連絡方法を確認します。
- (4) 事故が発生した場合には、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。
- (5) 事業所に連絡するとともに、利用者の主治医又は医療関係への連絡を行い、医師の指示に従います。
- (6) 急を要する場合には、事業者の判断により救急車を要請し、事後報告となる場合もあります。
- (7) 事故報告書などの記録を残します。
- (8) 必要時に応じ市町村へ連絡します。

## 10. 虐待防止のための措置

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその発生防止のため、対策を検討する委員会を定期的開催し、訪問介護員等に対して周知徹底を図り、虐待の防止のための研修を定期的実施します。

虐待防止の指針を整備し、適切に実施するための担当者を置きます。

## 11. 苦情の受付について(契約書第 23 条参照)

### (1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

サービス提供責任者 細川泰子 宮野直美

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

9:00～17:00

電話番号:0855-27-5005

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

浜田地区広域行政組合 介護保険課	所在地 浜田市殿町1番地 浜田市役所北分庁舎内 電話番号 0855-25-1520 受付時間 8:30～17:15
島根県国保連 介護サービス苦情相談 窓口	所在地 松江市学園1丁目7番14号 電話番号 0852-21-2811 受付時間 9:00～17:00
浜田市健康医療対策課	浜田市殿町1番地 電話番号 0855-25-9321 受付時間 8:30～17:15

## 12. 第三者評価について 第三者評価の実施はしていません

指定訪問介護事業所・美川  
指定訪問介護事業提供同意書

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

指定訪問介護事業所・美川

管 理 者 川 神 丈 尚

説 明 日 令和 年 月 日

説 明 者 \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定訪問介護の提供開始と、利用者及び利用者の家族の個人情報を利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、収集することに同意しました。

	同意日 令和 年 月 日
< 利 用 者 >	住 所 _____ 氏 名 _____ _____
< 代 筆 者 > (代 理 人)	住 所 _____ 氏 名 _____ 本人との続柄 _____
< 身元保証人 >	住 所 _____ 氏 名 _____